

## 海上自衛隊訓令第3号

海上自衛隊の使用する船舶の定係港を定める訓令を次のように定める。

昭和30年2月8日

防衛庁長官 大村 清 一

### 海上自衛隊の使用する船舶の定係港を定める訓令

**第1条** 海上自衛隊の使用する船舶の定係港は、当該船舶の籍が置かれている地方総監部の所在地の港とする。ただし、別表の左欄に掲げる部隊又は機関に配属されている船舶の定係港は、同表の右欄に掲げる港とする。

**第2条** 船舶の籍又は配属が変更したことにより、定係港が変更する場合には、新たに定係港となるべき港に初めて入港した日をもつて、当該船舶の定係港が変更されるものとする。

**第3条** 第1条に規定する港（別表備考欄の港を除く。）の区域は、港則法施行令（昭和40年政令第219号）別表第1に定める港の区域とする。

#### 附 則

- 1 この訓令は、昭和30年2月8日から施行する。
- 2 警備隊の使用する船舶の定けい港を定める訓令（昭和29年警備隊訓令第10号）は、廃止する。

**附 則**（昭和31年8月24日海上自衛隊訓令第31号）

この訓令は、昭和32年8月24日から施行し、昭和31年4月1日から適用する。

**附 則**（昭和32年10月15日海上自衛隊訓令第38号）

この訓令は、昭和32年10月15日から施行し、大村航空隊に係る部分は昭和32年4月1日から、八戸航空隊に係る部分は昭和32年7月16日から適用する。

**附 則**（昭和33年7月12日海上自衛隊訓令第37号）

この訓令は、昭和33年7月15日から施行する。

**附 則**（昭和34年5月12日海上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和34年6月1日から施行する。

**附 則**（昭和35年7月27日海上自衛隊訓令第25号）

この訓令は、昭和35年8月1日から施行する。

**附 則**（昭和36年12月6日海上自衛隊訓令第63号）

この訓令は、昭和36年12月6日から施行し、同年5月1日から適用する。

**附 則**（昭和37年1月24日海上自衛隊訓令第1号）

この訓令は、昭和37年2月1日から施行する。

**附 則**（昭和37年3月9日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和37年3月20日から施行する。

**附 則**（昭和38年3月27日海上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和38年3月30日から施行する。

**附 則**（昭和42年9月30日海上自衛隊訓令第9号）（抄）

この訓令は、昭和42年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第2号海上自衛隊の編成等に関する訓令の一部を改正する訓令附則第3項）（抄）

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、（中略）附則第3項の規定は、同月30日から（中略）施行する。

**附 則**（昭和45年3月2日海上自衛隊訓令第14号）

この訓令は、昭和45年3月2日から施行する。

**附 則**（昭和46年6月23日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和46年7月15日から施行する。

**附 則**（昭和47年12月20日海上自衛隊訓令第39号）

この訓令は、昭和47年12月21日から施行する。

**附 則**（昭和48年2月19日海上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和48年3月1日から施行する。

**附 則**（昭和48年10月12日海上自衛隊訓令第43号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

**附 則**（昭和51年9月28日海上自衛隊訓令第22号）

この訓令は、昭和51年10月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年6月29日海上自衛隊訓令第33号）

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

**附 則**（昭和62年11月27日海上自衛隊訓令第46号）

この訓令は、昭和62年12月1日から施行する。

**附 則**（平成19年11月20日海上自衛隊訓令第21号）

この訓令は、別表小松島航空隊の項及び沖縄基地隊の項の改正規定、同表対馬防備隊（壱岐警備所を除く。）の項を削る改正規定並びに同表備考の改正規定は、平成19年11月20日から施行し、同表阪神基地隊（由良基地分遣隊を除く。）の項の改正規定は、平成19年12月1日から施行する。

**附 則**（平成20年3月25日防衛省訓令第12号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第70条）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

**附 則**（平成20年3月27日海上自衛隊訓令第12号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

**附 則**（平成20年11月27日海上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

**附 則**（平成22年6月18日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、平成22年6月24日から施行する。

**附 則**（平成23年1月6日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、平成23年1月7日から施行する。

別表（第1条関係）

部 隊 又 は 機 関	定 係 港
第24航空隊	徳島小松島港
鹿屋航空基地隊	鹿屋港
館山航空基地隊	館山港
大村航空基地隊	大村港
岩国航空基地隊	岩国港
小月航空基地隊	小月泊地
阪神基地隊（由良基地分遣隊を除く。）	阪神港
下関基地隊	吉見泊地
沖縄基地隊	金武中城港
函館基地隊	函館港
対馬防備隊（壱岐警備所を除く。）	竹敷泊地
余市防備隊	余市港
父島基地分遣隊	二見泊地
由良基地分遣隊	由良港
佐伯基地分遣隊	佐伯港
壱岐警備所	勝本港
鹿児島試験所	鹿屋港
海上自衛隊第1術科学校	江田内及び小用港
<p>備 考</p> <p>小月泊地、吉見泊地、竹敷泊地、二見泊地、江田内及び小用港における港の区域は、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>1 小月泊地 小月飛行場燈台を中心として3,000メートルの半径を有する円内の海面</p> <p>2 吉見泊地 網代鼻、鴨島西端及び新免川左端を結んだ線以東の陸岸との間に囲まれた海面</p> <p>3 竹敷泊地 塔ノ埼、鹿ヶ埼及び苗字埼を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>4 二見泊地 船見山山頂、烏帽子岩の西端及び野羊山山頂を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>5 江田内 津久茂山山頂から250度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面</p> <p>6 小用港 鳥の頸突端から真西に1,500メートルの点を中心として、半径2,000メートルの円及び陸岸により囲まれた海面</p>	